

定款

株式会社ラクト・ジャパン

(2023年2月22日改定)

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社ラクト・ジャパンと称し、英文では、Lacto Japan Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 次の商品に関する貿易業、売買業、製造業、加工業、問屋業
 - ① 農畜水産物、農畜水産物加工品及びこれらの原料、畜類
 - ② 食品添加物、調味料、肥料、飼料、飼料添加物及びこれらの原料
 - ③ 食品加工用並びに食品調理用の機械、器具及びこれらの部品
 - ④ 医薬品、医薬部外品、化粧品、その他化学製品及びこれらの原料
 - ⑤ 酒類、その他の飲料・食品及びこれらの原料
 - ⑥ 日用雑貨、衛生用品
- (2) 金銭の貸付、債務の保証・引受、各種債権の売買、為替取引及びその他金融業
- (3) 情報処理・提供、IT、情報等に関するサービス業
- (4) 経理、財務、労務、保険事務等事務代行業及び労働者派遣事業
- (5) 農畜産業及び酪農業
- (6) 損害保険の代理業
- (7) 上記各号に附帯する代理業及び仲介業
- (8) 上記各号に附帯するコンサルタント業
- (9) 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、39,116,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第14条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(補欠の監査等委員である取締役の選任)

第20条 当会社は、法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠いた場合に

備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役をあらかじめ選任することができる。

2. 補欠の監査等委員である取締役の選任方法は前条を準用する。
3. 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印し又は電子署名を行う。

2. 前項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する責任の限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印し又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,600 万円もしくは在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当金など会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、

法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うことができる。

2. 当会社は、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。
3. 前 2 項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第42条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

附則

(取締役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第 23 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置)

第2条 2022 年 9 月 1 日から 6 カ月を経過した日、もしくは同年 9 月 1 日から 6 カ月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

2. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。